

話し合いでトラブルを解決

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟なメリットが...

日本不動産仲裁機構ADRセンター

「話し合いで解決したい」という声に応え、調停人が両当事者から電話で話を聞きながら調停を進めていく「電話調停」の形式にてADRが実施されることになりました。

「話し合いで解決したい」という声に応え、調停人が両当事者から電話で話を聞きながら調停を進めていく「電話調停」の形式にてADRが実施されることになりました。



平柳将人専務理事

販売物件への水道管引込工事

建物や土地といった物件を販売する際、事業者はエアコン設置や付帯工事など、様々なサービスを提供することがあります。しかし、事業者として顧客のメリットと考えて実施したものであっても、サービスを提供する際にトラブルが発生することがあります。

「話し合いで解決したい」という声に応え、調停人が両当事者から電話で話を聞きながら調停を進めていく「電話調停」の形式にてADRが実施されることになりました。